明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十八日付第二九一号
政府調達第二四二号八〇ページ
号四八ページ●同日付第二九二号九六ページ●同日付
ージ

自己株式取得事項の通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十七年十二月二十五日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　五〇、〇〇〇株
二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金五五〇円
三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金二七、五〇〇、〇〇〇円
四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十八年一月二十九日

平成二十七年十二月二十八日
東京都八王子市元本郷町一丁目九番九号
中央電子株式会社
代表取締役　松井　達之

事業の譲受けに関する公告

当行は、平成二十七年十二月二十二日開催の取締役会において、銀行法第三十条第三項の規定に基づく認可等を条件として、来る平成二十八年四月初旬を目処（予定）に、左記のとおりBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Canada)の事業の全部を譲り受けることを決議いたしました。

つきましては、この事業の全部の譲受けにご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出下さい。

以上、銀行法第三十四条第一項に基づき公告いたします。なお、事業譲渡の予定日である平成二十八年四月初旬は諸般の事情により変更になる場合があります。

記

一　譲受けの対象
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Canada)の事業のすべて
二　譲受けの相手方
Royal Bank Plaza, South Tower, Suite 1800, Toronto, Ontario M5J 2J1, Canada
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Canada)

平成二十七年十二月二十八日
東京都千代田区丸の内二丁目七番一号
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
頭取　平野　信行

事業譲受け公告

当連合会は、平成二十七年十一月二十六日開催の第七回理事会において宇和島漁業協同組合（住所愛媛県宇和島市桝形町二丁目六番一一号）から信用事業の全部を譲り受けることの決議をいたしましたからこれに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月二十八日
愛媛県松山市二番町四丁目六番地二
愛媛県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長　高取　武則

事業譲渡公告

当組合は、平成二十七年十二月十八日開催の臨時総会において愛媛県信用漁業協同組合連合会（住所愛媛県松山市二番町四丁目六番地二）へ信用事業の全部を譲り渡すことを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年十二月十八日
愛媛県宇和島市桝形町二丁目六番一一号
宇和島漁業協同組合
代表理事組合長　平井　義則

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき優先資本金の額を金八十二億三千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年五月一日付官報の号外第一〇一号五十九頁に掲載されています。

平成二十七年十二月二十八日
東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号
アールイーエフツー・インベストメンツ
特定目的会社　取締役　沼澤　勝義

訂正公告

平成二十七年十二月二十一日(号外第二八六号)掲載の厚生年金基金解散公告中、五. 解散認可年月日「平成29年11月29日」とあるは「平成27年11月29日」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十二月二十八日
東京都千代田区三番町一番五号
東京都石油業厚生年金基金
理事長　柳原　道郎

訂正公告

平成二十七年十二月十七日（号外第二八三号）掲載の解散公告中、代表清算人「清川　輝基」とあるは代表清算人「倉沢　章」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十二月二十八日
長野県上田市手塚一〇六五
特定非営利活動法人さくら育英会
代表清算人　倉沢　章

取消公告

平成二十七年十一月二十五日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十七年十二月二十八日
福島県喜多方市塩川町新江木字足柄前一九番地
遠藤工業有限会社
代表取締役　遠藤　三好

訂正公告

平成二十七年十二月十日（号外第二八三号）掲載の厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三五五	下	終りから六	かかわらずなお	かかわらず、なお
（印刷誤り）				
三一六	下	二二	政令第三百五十二号	政令第三百五十二号。
三一九	上	一四	遺族共済年金	遺族共済年金

三三〇ページ下段から三三一ページ上段の表中

「

三五九	上	終りから	二の合計額をいう。
三九四	下		一七積立金等資金及び地方の組合の経

」

は

「

			平成十二年地共済改正法附則第十一条第三項
			地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の
			附則第十一条第二項
			係る
			同法第二条

」

の誤り。

「

			平成十二年地共済改正法附則第十一条第三項
			地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の
			附則第十一条第二項
			係る
			同法第二条

」

の合計額をいう。）

積立金等資金及び経

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）